

3 指定管理者制度導入効果の分析

ここでは、今回の監査にあたって調査の結果に基づき、指定管理者制度を導入したことにより、市において、募集方法別や、総務省が発表した『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』に準拠した施設及び指定管理者の分類別に見たときに、どのような効果が得られたのか、あるいは効果にどのような傾向が見られるのかについて、分析することとする。

(1) 財政的な効果について

指定管理者制度の導入前後の比較

市が施設の管理運営等（施設の改修及び修繕等を除く）に関して平成17年度及び20年度に支出した実質的な経費（以下「経費」という。）を比較したところ、次の（図表11）のとおりとなっている。

図表における金額は、平成17年度においては全施設が指定管理者制度導入前、20年度においては導入後であることから、それぞれ以下の方法で算出した。

- ・ 平成17年度：管理運営費（管理委託料及び人件費等を含む。） 事業費及びその他の支出など施設に関する一切の費用の合計から、使用料及び事業収入を差し引いた額...(A)
- ・ 平成20年度：指定管理料及びその他の費用の決算見込額を合計した額...(B)

この結果、24件345施設のうち、13件331施設において、制度導入前と比較して経費が削減されており、全体では約7,226万円、6.6%の削減となっている。

各施設固有の事情全てを把握できていないため、今回の監査ではこの金額及び数値による施設個別の評価は行わないが、全体の傾向としては、制度の導入による経費削減の効果が現れていることが見て取れる。

しかし、たとえ特別な事情があったとしても、制度導入後に経費が増加している施設が散見されるのは制度の趣旨に沿うことではなく、その原因を明らかにしたうえで、管理運営等の算定方法などについて、指定管理者との間で改めて協議等を行う必要がある施設もあると思われる。

以降においては、募集方法、施設分類及び指定管理者の種別で分類したときに、経費の増減率にどのような傾向（関連）が見られるのかについて、さらに分析を加えてみたい。

(図表 1 1) 指定管理者制度導入施設における管理運営等に関する実質的な経費の推移

(単位 : 円、 %)

施設分類	施設名	募集方法	平成 17 年度 (A)	平成 20 年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)
1	都市公園 (281 施設)	非公募	313,651,965	267,240,000	46,411,965	14.8
3	総合福祉会館 (3 施設)	非公募	51,762,345	42,466,000	9,296,345	18.0
2	市民会館	公募	93,087,739	85,783,450	7,304,289	7.8
4	総合スポーツセンター内体育施設 (5 施設)	非公募	60,447,127	54,257,000	6,190,127	10.2
4	市民温水プール	公募	48,913,969	44,326,770	4,587,199	9.4
2	市民センター多目的棟 (2 施設)	公募	71,465,459	68,210,483	3,254,976	4.6
3	田主丸老人福祉センター	非公募	24,505,937	21,300,000	3,205,937	13.1
2	山辺道文化館	公募	12,435,559	9,420,000	3,015,559	24.2
4	旧市内体育施設 (10 施設)	非公募	32,083,700	29,203,000	2,880,700	9.0
5	六角堂広場	非公募	39,301,162	37,061,000	2,240,162	5.7
2	老人いこいの家 (23 施設)	非公募	17,752,881	16,309,800	1,443,081	8.1
2	草野歴史資料館	公募	10,443,035	9,660,000	783,035	7.5
2	勤労青少年ホーム	非公募	36,313,081	36,176,000	137,081	0.4
2	高齢者と子どもの交流施設	非公募	1,312,799	1,396,500	83,701	6.4
2	北野老人いこいの家	非公募	4,239,273	4,407,000	167,727	4.0
2	田主丸ふるさと会館	非公募	2,373,170	2,780,850	407,680	17.2
2	教育集会所 (5 施設)	非公募	31,687,313	32,291,010	603,697	1.9
2	市民交流センター	非公募	9,374,172	9,981,000	606,828	6.5
2	青木繁旧居	非公募	1,000,000	1,827,000	827,000	82.7
1	市営駐車場 (3 施設)	非公募	212,613	933,409	1,146,022	539.0
2	中高年齢労働者福祉センター	非公募	34,366,819	35,847,000	1,480,181	4.3
2	生涯学習センター等	非公募	150,937,836	154,395,000	3,457,164	2.3
1	ふれあい農業公園	非公募	25,158,238	29,673,000	4,514,762	17.9
3	三瀬総合福祉センター	公募	27,799,652	33,000,000	5,200,348	18.7
-	合計 (24 件)	-	1,100,200,618	1,027,945,272	72,255,346	6.6

(備考)

1 次のものは、数値等が同一条件の下で比較できないため、本表から除外している。

件数	施設名	除外した理由
1	市民活動サポートセンター	平成 17 年 1 1 月設置のため、同年分の値がない。
1	複合アグリビジネス拠点施設	施設設置が平成 20 年度である。
7	知的障害者通所授産施設ちとせ園、北野地区城コミュニティセンター、北野地区赤司一区コミュニティセンター、北野地区赤司一区コミュニティセンター、城島地区西青木コミュニティセンター、三瀬地区大犬塚コミュニティセンター、三瀬地区新栄町コミュニティセンター	平成 20 年度の指定管理料の支出がない。

2 「施設分類」は「1」= 基盤施設、「2」= 文教施設、「3」= 医療・福祉施設、「4」= レクリエーション・スポーツ施設、「5」= 産業振興施設 である。

3 市営駐車場の平成 17 年度(A)の「 212,613」は、施設の収支が 212,613 円の黒字であったことを表している。

募集方法及び施設分類による分析

(図表11)を、募集方法別(公募・非公募)及び施設分類別にまとめると、次の(図表12)のとおりとなる。

募集方法別にみると、公募施設においては約1,374万円、5.2%の経費が削減されているのに対し、非公募施設においては約5,851万円、7.0%の減少と、非公募施設の方が減少率が高くなっている。

施設分類別にみると、「基盤施設」において約4,075万円、12.0%の削減と、削減額・減少率共に最も高いものとなっている。

これは、非公募の基盤施設である都市公園(281施設)分の約4,641万円、14.8%の削減が大きく影響しているものであるが、(図表11)からも見て取れるように、一部を除いて、施設の管理運営費等の規模が大きい場合、指定管理者制度を導入することによる経費の削減効果(金額及び割合)も大きくなる傾向にあることがわかる。

このことから、現在制度が導入されていない施設の中でも、特に「住生活基本計画策定委員会」の中で、平成22年10月を目途に制度の導入について検討されている市営住宅等については、できるだけ早期に結論が出されることを求めるものであり、都市公園と同質の施設であって、これと比べて制度を導入しない理由が見当たらない市民公園(城島22施設、三潴31施設、北野2施設、田主丸中央公園、百年公園)については、制度の導入について真剣に検討されることを望むものである。

逆に、「文教施設」のうち非公募分においては、10件36施設と数が比較的多いにもかかわらず約605万円、2.1%の経費が増加している。

その内訳を見てみると、2件24施設において経費が削減されているのに対し、8件12施設においては増加しており、そのうち4件8施設(教育集会所(5施設)、久留米市高齢者と子どもの交流施設、北野老人いこいの家及び青木繁旧居)は、いわゆる地域密着型の施設である。

一般的には、指定管理料の算定にあたっては、管理運営費や事業費などの経費から利用料金収入を差し引いたものとするのが多いが、地域密着型の施設は、地域住民の福祉の増進などの政策的な目的に基づいて設置されていることから、利用料金が徴収されていない。そのため、指定管理者の経営努力による収入の増加の要素を算定に盛り込むことができず、管理運営費等をそのまま指定管理料とせざるを得ないのが現状と思われる。

管理運営費等についていえば、指定管理者本体の経営体制や施設の事務局体制が整備され、ノウハウが蓄積されていることなどが、削減のためには必要である。ところが、その設置目的から指定管理者となる場合が多い地域団体等は、上記のような経費削減に必要な要素については、例えば民間企業等と比べると同等の水準にあるとはいえず、高い経費削減効果は期待しづらい状況にあるのではないかとと思われる。

このように、収入の増加と経費の削減の両方がそれほど見込めない地域密着型の施設などにおいては、指定管理者による管理運営等に係る経理事務の実態について、モニタリング等によってできるだけ詳細に把握しながら、助言・指導を行うことによって少しでも経費の削減を促すことが他の施設以上に必要となる。しかし、それでも収支が改善されずに、指定管理者の財政が圧迫されるなど、制度の導入による効果が見られないのであれば、市直営による管理運営等に移行することも、選択肢の一つとして検討すべきことではあろう。

(図表 1 2) 施設分類別 実質的な経費の推移分析表 (H20 - H17 比較) (単位 : 円、%)

施設分類	公 募		非公募		合 計	
	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)
基盤施設	-	-	40,751,181	12.0	40,751,181	12.0
文教施設	14,357,859	7.7	6,053,816	2.1	8,304,043	1.7
医療・福祉施設	5,200,348	18.7	12,502,282	16.4	7,301,934	7.0
レクリエーション・スポーツ施設	4,587,199	9.4	9,070,827	9.8	13,658,026	9.7
産業振興施設	-	-	2,240,162	5.7	2,240,162	5.7
合 計	13,744,710	5.2	58,510,636	7.0	72,255,346	6.6

(備考) 各項目の値は、(図表 1 1) における各施設の増減額(C)及び増減率(C)/(A)を、募集方法別 (公募・非公募) 及び施設分類別に集計したものである。

募集方法及び指定管理者の種別による分析

(図表 1 1) に掲げる施設を、募集方法別及び指定管理者の団体種別でまとめると、次の (図表 1 3) のとおりとなる。

前に述べた都市公園分が「社団・財団法人」における非公募分に占める割合が高いという部分はあるにせよ、合計の増減率(C)/(A)欄からは、全種別の経費の減少率が3.7%から7.1%の間となっており、募集方法別にみても5.2%と7.0%程度の違いしかなく、特に強調すべき事項は見当たらない。

このことは、どの指定管理者の種別であっても、あるいはどの募集方法を採用したとしても、指定管理者を選定するプロセスにおいて工夫することによって、一定の経費の削減効果を生み出せる可能性があることを示しているといえる。

それぞれの種別において、経費が削減された施設件数及び施設数をみると、「株式会社」については、管理する施設が全て、多くの一般市民が利用する施設であることから、指定管理者の経営努力が収入の増加あるいは経費の削減に直結しやすいということもあるためか、4件5施設の全てにおいて削減されている。

「社団・財団法人」については、11件304施設のうち6件299施設において削減されているが、この中には都市公園(281施設)や旧市内体育施設(10施設)のように、同じ管理方法で管理できる複数の施設を、一括して管理させているものが含まれている。こういった施設は、スケールメリットにより経費の削減効果を生み出していると考えられることから、今後、同じような施設に指定管理者制度を導入しようとする場合にも有効な手段の一つと思われる。(ただし、管理できる者が限定されてしまうことから、複数の者の参入を妨げてしまうデメリットも含んでいるため、濫用は避けるべきである。)

「公共的団体」については、9件39施設のうち3件27施設において削減されている。地域団体等以外の「公共的団体」については、4件8施設のうち1件3施設分において経費が削減されているものの、3件5施設については若干増加している。地域団体等については、5件31施設のうち2件24施設については削減されているが、3件7施設については増加している。

(図表 1 3) 指定管理者種別 実質的な経費の推移分析表 (H20 - H17 比較) (単位 : 円、%)

指定管理者の種別	公 募		非公募		合 計	
	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)
株式会社	15,146,464	7.1	2,240,162	5.7	17,386,626	6.9
社団・財団法人	3,798,594	16.6	45,153,258	6.8	48,951,852	7.1
公共的団体	5,200,348	18.7	11,117,216	8.4	5,916,868	3.7
(うち地域団体等)	-	-	3,134,620	4.1	3,134,620	4.1
合 計	13,744,710	5.2	58,510,636	7.0	72,255,346	6.6

(備考)

- 1 各項目の値は、(図表 1 1) における各施設の増減額(C)及び増減率(C)/(A)を、公募・非公募及び指定管理者の種別に分類して集計したものである。
- 2 「株式会社」には民間企業等による共同企業体を含めている。
- 3 「公共的団体」とは「社団・財団法人」及び「特定非営利活動法人」以外で全体又は一部の市民の利益のために設立された団体(法人格の有無は問わない)であり、本市においては社会福祉法人がそれにあたる。また、「うち地域団体等」とは「公共的団体」のうち、地域住民等により構成され地域に密着した活動を行っている団体等である。なお、施設毎の種別については[資料 1]を参照のこと。

(2) 市民サービスの向上について

利用者数の推移

ア 指定管理者制度の導入前後の比較

各施設における平成 1 7 年度と 1 9 年度の利用者数を比較したところ、次の(図表 1 4) のとおりとなっている。

この結果、2 3 件 3 4 5 施設のうち、1 1 件 1 2 施設において制度導入前と比較して増加しているが、全体では 31,301 人、1.9%の減少となっている。

これも「(1) 財政的な効果について」と同様、各施設固有の事情全てを把握できていないため、施設個別の評価はできないが、全体の傾向として、指定管理者制度の導入効果を測る上で、主たる判断基準である利用者数が減少していることは、決して好ましいことであるとはいえない。

無論、上記のように利用者が増加している施設もあり、そこでは様々な創意工夫が行われているであろうことから、制度導入による効果が全くないわけではない。しかし、少なくとも利用者が減少した 1 2 件 3 3 3 施設については、市民利用を促進するための取組が必要と思われる。

(図表 1 4) 指定管理者制度導入施設における利用者数の推移

(単位 : 人、 %)

施設 分類	施設名	平成 17 年度 (A)	平成 19 年度 (B)	増減数 (C)	増減率 (C)/(A)
2	市民センター多目的棟(2施設)	97,335	101,121	3,786	3.9
2	教育集会所(5施設)	17,246	15,319	1,927	11.2
3	総合福祉会館(3施設)	69,455	64,969	4,486	6.5
3	三瀨総合福祉センター	4,823	9,307	4,484	93.0
2	高齢者と子どもの交流施設	6,639	7,069	430	6.5
2	老人いこいの家(23施設)	97,395	93,277	4,118	4.2
2	北野老人いこいの家	5,923	5,174	749	12.6
4	市民温水プール	128,556	135,581	7,025	5.5
1	ふれあい農業公園	31,637	33,709	2,072	6.5
5	六角堂広場	212,268	208,858	3,410	1.6
2	中高年齢労働者福祉センター	78,533	80,902	2,369	3.0
1	都市公園(281施設)	100,710	94,452	6,258	6.2
2	市民会館	110,506	120,928	10,422	9.4
2	青木繁旧居	4,405	5,020	615	14.0
2	山辺道文化館	1,081	1,293	212	19.6
2	田主丸ふるさと会館	5,373	5,677	304	5.7
2	生涯学習センター等	231,002	225,195	5,807	2.5
2	勤労青少年ホーム	60,452	59,241	1,211	2.0
4	旧市内体育施設(10施設)	226,179	200,572	25,607	11.3
4	総合スポーツセンター内体育施設(5施設)	142,233	133,822	8,411	5.9
2	北野地区赤司一区コミュニティセンター	3,366	2,457	909	27.0
2	城島地区西青木コミュニティセンター	4,208	3,853	355	8.4
2	三瀨地区大犬塚コミュニティセンター	5,030	5,258	228	4.5
	合計(23件)	1,644,355	1,613,054	31,301	1.9

(備考)

1 次のものは、数値等が同一条件の下で比較できないため、本表から除外している。

件数	施設名	除外した理由
7	市民活動サポートセンター、田主丸老人福祉センター、知的障害者通所授産施設ちとせ園、草野歴史資料館、三瀨地区新栄町コミュニティセンター、北野地区山須コミュニティセンター、北野地区城コミュニティセンター	平成 17 年度の全部若しくは一部又は 17 年度及び 19 年度の利用者数の統計がない。
2	複合アグリビジネス拠点施設、市営駐車場(3施設)	制度導入が平成 20 年度である。
1	市民交流センター	公用利用が多い。

2 「施設分類」は「1」=基盤施設、「2」=文教施設、「3」=医療・福祉施設、「4」=レクリエーション施設、「5」=産業振興施設である。

イ 募集方法及び指定管理者の種別による分析

(図表14)を、募集方法別、指定管理者の団体種別でまとめると、次の(図表15)のとおりとなっている。

募集方法別でみると、公募が25,929人、7.6%の利用者の増加であるのに対し、非公募は57,230人、4.4%の減少となっている。

指定管理者の種別でみると、「株式会社」が3つの種別の中で唯一、17,823人、3.2%の利用者の増加につながっているのに対し、「社団・財団法人」及び「公共的団体」は減少している。

このことと、募集方法別や、指定管理者の種別によって経費削減の効果に強調すべき事項が見当たらないこと((図表13)参照)を考えあわせると、「公募」かつ「株式会社」の場合がよりVFM(Value for Money: 支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する考え方)が存在したというべきであろう。

このような結果となった要因としては、株式会社が指定管理者となった施設では、老朽化・旧式化していた設備の改修や更新、限られたスペースの有効活用、利用者ニーズに則したサービスの自主事業としての実施、情報発信のあり方の見直しなど、制度導入以前の市や管理受託者においては実施が困難であったもので、公の施設においてなかなか利用者が増加しない要因とされていた様々な課題が、民間の施設経営ノウハウが取り入れられることで、全てではないにせよ、解決されることによつて、利用者の増加につながったのではないかと推測できる。

(図表15) 指定管理者種別 利用者数の推移分析表(H19 - H17比較) (単位:人、%)

指定管理者の種別	公 募		非公募		合 計	
	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)	増減額 (C)	増減率 (C)/(A)
株式会社	21,233	6.3	3,410	1.6	17,823	3.2
社団・財団法人	212	19.6	42,549	4.9	42,337	4.8
公共的団体	4,484	93.0	11,271	5.3	6,787	3.1
合 計	25,929	7.6	57,230	4.4	31,301	1.9

(備考)

- 1 各項目の値は、(図表14)における各施設の増減額(C)及び増減率(C)/(A)を、募集方法別及び指定管理者の種別に分類して集計したものである。
- 2 「株式会社」には民間企業等による共同企業体を含めている。
- 3 指定管理者の種別については、(図表13)の備考を参照されたい。なお、施設毎の種別については[資料1]を参照のこと。

利用者アンケートの実施状況について

ア 実施頻度及び指定管理者の種別による分析

指定管理者制度導入施設における利用者アンケートの実施状況を、実施頻度別及び指定管理者の種別でまとめると、次の(図表16)のとおりとなっている。

全33件357施設のうち15件311施設においては、「年1回以上」「年1回以下」「随時実施」のいずれかで利用者アンケートを実施していると回答している。

ただし、アンケート結果を日常的な管理運営等に反映できるか、ひいては市民サービスの向上につながるかどうかという視点においては、「年1回以下」(実際の回答は「2.5年で1回」という頻度では、設問の内容や回答の数・質にも多少は左

右されるものの、即時性が十分とはいえないことから、効果は限られたものになる。

また、「随時実施」と回答した4件13施設のうち1件10施設（「社団・財団法人」分）については、利用者が開催する各種教室において主催者（利用者）自身が実施したという内容であって、指定管理者におけるサービスの向上に活かされているものではないことから、実質的には「実施なし」と大差ないものといえる。

この図表においては、市民サービスを志向しているかどうかという点において、非常に対照的な2つの特徴が見受けられる。

その一つは、「実施なし」と回答した18件46施設のうち13件41施設の指定管理者が「公共的団体」であり、さらに、そのうち「地域団体等」を指定管理者とする地域密着型の施設が11件37施設を占めていたことである。

この原因については、「3(4)利用者アンケートについて」において述べたところであるが、例えば地域団体等の実質的な活動拠点であることが多い地域密着型の施設であろうとも、設置目的である「地域の活性化を図ること」や「住民の福祉を向上すること」を目指し、施設の利便性などを向上させるべきである。

そのためには、利用者のニーズの把握を目的とした利用者アンケートの実施が必要と思われるが、このような結果を見ると、指定管理者である地域団体等あるいは市担当部局がその必要性を感じているかどうか、疑問を抱かざるを得ない。

もう一つの特徴は、「株式会社」（＝民間企業等）を指定管理者に指定している4件5施設の全てが、2件3施設は「年1回以上」、2件2施設は「随時実施」と、何らかの形で利用者アンケートを実施していると回答したことである。

このことは、これらの民間企業等が、利用者アンケートをCS（Customer Satisfaction：顧客満足）の把握だけでなく、有効に活用し顧客のニーズに答える（CSを高める）ことによってリピーターや新規顧客を獲得し、利益を確保するために必要な手段と位置付けていることの表れと思われる。

このように、重要性・必要性を十分に認識し利用者アンケートを実施している民間企業等と、必要性を感じているかどうか疑問である地域団体等は好対照を成しているように見える。指定管理者制度の導入目的は、民間企業等が持つ管理運営等のノウハウを取り入れることによって達成される部分も少なからずあるはずなので、このような比較的簡単な部分からでも積極的に取り入れていくべきと思われる。

（図表16）指定管理者種別 利用者アンケート実施状況 （単位：件、施設）

指定管理者の種別	年1回以上	年1回以下	随時実施	実施なし	合計
株式会社	2(3)	0	2(2)	0	4(5)
社団・財団法人	5(289)	0	2(11)	5(5)	12(305)
公共的団体	3(5)	0	0	13(41)	16(46)
（うち地域団体等）	0	0	0	11(37)	11(37)
特定非営利活動法人	0	1(1)	0	0	1(1)
合計	10(297)	1(1)	4(13)	18(46)	33(357)

（備考）

- 1 図表中の数値は、括弧外は件数、括弧内は施設数を表している。（例：2(3) 2件3施設）
- 2 「株式会社」には民間企業等による共同企業体を含めている。
- 3 「公共的団体」及び「うち地域団体等」については、（図表13）の備考を参照されたい。なお、施設毎の種別については[資料1]を参照のこと。

イ 実施の有無及び利用者数の増減率による分析

さらに、(図表16)について、利用者アンケートを「実施あり」(年1回以上、年1回以下及び随時実施)及び「実施なし」に分け、利用者数を「増加10%以上」、「増加10%未満」、「減少10%未満」、「減少10%以上」に分類すると、次の(図表17)のとおりとなっている。

利用者が増加した11件12施設のうち「実施あり」が5件6施設、「実施なし」が6件6施設となっているが、利用者が減少した12件33施設においても「実施あり」が6件29施設、「実施なし」が6件34施設となっており、利用者の増減と利用者アンケート実施の有無に、直接の因果関係があるようには見られない。

ただし、利用者が10%以上減少した4件17施設については、3件7施設が「実施なし」であり、残る「随時実施」の1件10施設も利用者が実施主体であるため、実質的には4件17施設は全て「実施なし」といえる。一方、何らかの形で利用者アンケートを実施した施設は、上記の1件10施設を除けば、10%未満の減少に止まっている。

このことから、利用者アンケートを実施しないことは、利用者が大きく減少するリスクを高めるといえる。逆に、実施することは、必ずしも利用者の増加にはつながるものではないが、その結果を参考にしてサービスの向上に努めることにより、ある程度は利用者数を下支えして、減少を抑止する効果があるのではないかと、言い方を変えれば、必要最低限の取組ではないかと思われる。

平成21年度からは、モニタリングマニュアルに基づく新たなモニタリングにおいて、サービスの質(水準)の確認の中で、利用者アンケート等により利用者満足度の状況を報告することとなっている。

このため、平成20年度までは実施されていなかった施設においても、今後は利用者アンケートが実施されることになるであろうが、その結果を市に報告だけでなく、指定管理者自身が管理運営等の参考とし、サービスの向上に活かすことがより重要である。

(図表17) 利用者数増減率別 利用者アンケート実施状況 (単位: 件、施設)

区分		年1回以上	年1回以下	随時実施	実施なし	合計
増加	10%以上	1(1)	0	0	2(2)	3(3)
	10%未満	3(4)	0	1(1)	4(4)	8(9)
減少	10%未満	4(288)	0	1(1)	3(27)	8(316)
	10%以上	0	0	1(10)	3(7)	4(17)
合計		8(293)	0	3(12)	12(40)	23(345)

(備考)

- 1 図表中の数値は、括弧外は件数、括弧内は施設数を表している。(例:3(4) 3件4施設)
- 2 本表は、(図表14)の数値を用いているため、(図表14)備考1に掲げる、利用者数の比較ができないために除外した10件の施設について除外している。このため、本表と(図表16)の合計件数・施設数は異なっている。